

お子さまの出席停止の指示について

今般、お子さまが「学校伝染病に罹られた(またはその疑いがある)」との連絡を受けました。つきましては、「学校保健法第3章第12条」の規定により出席停止を命じます。

記

学校伝染病は以下の疾病です

病名	出席停止期間
新型コロナウイルス感染症 インフルエンザ 百日咳	発症した後5日を経過し、且つ症状が軽快した後1日を経過するまで 発症した後最低5日を経過し、且つ解熱後3日を経過するまで 特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹(はしか) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	解熱後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、且つ全身状態が良好となるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退し2日を経過するまで
結核	伝染のおそれなくなるまで
腸管出血性大腸菌感染症	症状により医師によって感染の恐れがないと認められるまで
流行性角結膜炎	症状により医師によって感染の恐れがないと認められるまで
急性出血性角結膜炎	症状により医師によって感染の恐れがないと認められるまで
伝染性嘔吐下痢症	主要症状が消退するまで
急性灰白髄炎	急性期の主要症状が消退するまで
流行性結膜炎	医師の許可があるまで
流行性皮膚炎(とびひ)	医師の許可があるまで
溶連菌感染症	医師の許可があるまで
法定伝染病(赤痢等)	医師の許可があるまで

※手足口病、りんご病に関しては、医師の許可を受けてから登園してください(登園許可書の提出は不要です)。但し、欠席扱いとなります。

※上記以外でも、伝染病の疑いがあるときは専門医の診断治療を受けてください。

※表中には、第3種伝染病として園独自で定めているものも含まれます。

以上

----- キリトリセン -----

登園許可書

市ヶ尾幼稚園 園長 様

くみ

園児名

病名: _____ を加療中のところ、伝染のおそれなくなりましたので
登園を許可します。

令和

年

月

日

医師名

Ⓜ